

生食企発 1 1 2 7 第 1 号  
平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全部企画情報課長  
(公 印 省 略)

「ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」の一部改正について

公益財団法人ひかり協会が支給する「健康管理手当」の取扱いについては、「ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」（平成26年8月28日食安企発0828第2号厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長通知）によってお知らせしたところですが、平成27年11月15日に開催された、ひかり協会第186回理事会にて、同手当の支給要件及び内容の改正が決定され、平成27年12月1日以降の支給分から適用されることを踏まえ、当該通知の別添1を別紙の新旧対照表のとおり改正することとしましたので、御留意ください。

なお、改正後も引き続き、同手当は保健上の特別な出費に充てられる給付金であると認められるため、生活保護制度において収入として認定しない取扱いとなる旨を当省社会・援護局保護課と協議済みですので、念のため申し添えます。

貴職におかれては、これらの情報について十分に御了知いただき、併せて、都道府県及び管下市区町村の生活保護担当部局等に対する周知をお願いします。

新旧対照表

別紙

(新)	(旧)
<p>食安企発0828第2号 平成26年8月28日 <u>（平成27年11月27日改正 生食企発1127第1号）</u></p> <p>各都道府県衛生主管部（局）長 殿</p> <p>厚生労働省医薬食品局 食品安全部企画情報課長 （公印省略）</p> <p>ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と 同手当の生活保護制度における取扱いについて</p> <p>公益財団法人ひかり協会が行う救済事業の実施に当たり、常日頃より、各種 の行政協力をいただいておりますことを、心より感謝申し上げます。 さて、ひかり協会においては、今般、平成26年7月27日に開催した第178回理 事会において、従来、同協会が、生活保護受給者に必要に応じて支給してきた 「自立奨励金」について、受給者の高齢化に伴い給付の性格を自立奨励から健康 管理に見直すとともに額の適正化を行ったうえで「健康管理手当」に見直すこと を決定いたしました。 これに伴い、同協会において「健康管理手当」支給実施要綱（別添1）が策定 されましたので、各種行政協力等を行うに際しての参考としていただきますよ う、お願い申し上げます。 また、今般、制度の見直しにより創設された「健康管理手当」については、原 子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される健康管理手当等と同 様に、保健上の特別な出費に充てられる給付金であると認められるため、収入 として認定しない取扱いとなる旨を、同協会に対して別添2のとおり通知して いますので、あわせて情報提供いたします。 これらの情報についても周知していただき、都道府県及び管下市区町村の生活保護担当部局な どの関係部局に対しても周知していただき、生活保護に関する事務を含めた必 要な事務が適切かつ円滑に進められるよう、特段のご配慮をお願いいたします。 なお、本件については、当省社会・援護局保護課と協議済みであることを申し 添えます。</p>	<p>食安企発0828第2号 平成26年8月28日</p> <p>各都道府県衛生主管部（局）長 殿</p> <p>厚生労働省医薬食品局 食品安全部企画情報課長 （公印省略）</p> <p>ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と 同手当の生活保護制度における取扱いについて</p> <p>公益財団法人ひかり協会が行う救済事業の実施に当たり、常日頃より、各種 の行政協力をいただいておりますことを、心より感謝申し上げます。 さて、ひかり協会においては、今般、平成26年7月27日に開催した第178回理 事会において、従来、同協会が、生活保護受給者に必要に応じて支給してきた 「自立奨励金」について、受給者の高齢化に伴い給付の性格を自立奨励から健康 管理に見直すとともに額の適正化を行ったうえで「健康管理手当」に見直すこと を決定いたしました。 これに伴い、同協会において「健康管理手当」支給実施要綱（別添1）が策定 されましたので、各種行政協力等を行うに際しての参考としていただきますよ う、お願い申し上げます。 また、今般、制度の見直しにより創設された「健康管理手当」については、原 子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される健康管理手当等と同 様に、保健上の特別な出費に充てられる給付金であると認められるため、収入 として認定しない取扱いとなる旨を、同協会に対して別添2のとおり通知して いますので、あわせて情報提供いたします。 これらの情報についても周知していただき、都道府県及び管下市区町村の生活保護担当部局な どの関係部局に対しても周知していただき、生活保護に関する事務を含めた必 要な事務が適切かつ円滑に進められるよう、特段のご配慮をお願いいたします。 なお、本件については、当省社会・援護局保護課と協議済みであることを申し 添えます。</p>

(新)	(旧)
<p>別添 1</p> <p>ひかり手当及び健康管理費対象者が属する世帯が生活保護を受給した場合の「健康管理手当」支給実施要綱</p> <p>1. 「健康管理手当」支給の目的 「ひかり手当支給基準」では、公的制度の活用を優先する立場から「被害者の属する世帯の収入額と該当するひかり手当（生活手当・調整手当）の額との合算額が生活保護基準を下回るとき、ひかり手当は支給しない（生活保護制度の活用を図る）」としている。ただ、救済事業の趣旨から、健康面への課題に対応するとともに、本人の自立を奨励するため、生活保護受給者には必要に応じて別途「自立奨励金」を支給してきた。 また、健康管理費対象者（慢性的疾患またはこれに準じる慢性症状を有する者）については、生活保護を受給した場合も、生活保護費とは金銭的性格が重ならないため「健康管理費」として継続して支給してきた。 しかしながら、事件から約60年が過ぎ、高齢期を迎えるため、就労を最終的な目標とする自立の見込みは低くなる一方、ひかり手当及び健康管理費対象者には、健康課題に対する援助が重要になっている。特に知的障害や精神障害のある被害者の糖尿病など生活習慣病対策や、脳性まひなど肢体障害のある被害者の二次障害対策は急を要する課題である。森永ひ素ミルク中毒事件の被害者は、事件の影響もあり、これらの健康問題によってADL（日常生活動作）やQOL（生活の質）の低下が起こり、これまでの生活維持が困難になる場合も生じている。 これらの被害者の現状から、生活保護受給者の自立を奨励するための「自立奨励金」は役割を終えたものとし、今後ひかり手当及び<b>健康管理費特1級</b>対象者が、生活保護を受給した場合には「健康管理手当1級・2級」を支給する。併せて、現在の自立奨励に相当する部分については見直しを図る。健康管理費<b>1・2級</b>対象者に対しても、生活保護を受給した場合には「健康管理手当3級」を支給する。なお、「健康管理手当」については被害者の健康被害の回復に資することを目的として維持向上を図り、ひいては被害者の健康被害の回復に資することを目的としている。</p>	<p>別添 1</p> <p>ひかり手当及び健康管理費対象者が属する世帯が生活保護を受給した場合の「健康管理手当」支給実施要綱</p> <p>1. 「健康管理手当」支給の目的 「ひかり手当支給基準」では、公的制度の活用を優先する立場から「被害者の属する世帯の収入額と該当するひかり手当（生活手当・調整手当）の額との合算額が生活保護基準を下回るとき、ひかり手当は支給しない（生活保護制度の活用を図る）」としている。ただ、救済事業の趣旨から、健康面への課題に対応するとともに、本人の自立を奨励するため、生活保護受給者には必要に応じて別途「自立奨励金」を支給してきた。 また、健康管理費対象者（慢性的疾患またはこれに準じる慢性症状を有する者）については、生活保護を受給した場合も、生活保護費とは金銭的性格が重ならないため「健康管理費」として継続して支給してきた。 しかしながら、事件から約60年が過ぎ、高齢期を迎えるため、就労を最終的な目標とする自立の見込みは低くなる一方、ひかり手当及び健康管理費対象者には、健康課題に対する援助が重要になっている。特に知的障害や精神障害のある被害者の糖尿病など生活習慣病対策や、脳性まひなど肢体障害のある被害者の二次障害対策は急を要する課題である。森永ひ素ミルク中毒事件の被害者は、事件の影響もあり、これらの健康問題によってADL（日常生活動作）やQOL（生活の質）の低下が起こり、これまでの生活維持が困難になる場合も生じている。 これらの被害者の現状から、生活保護受給者の自立を奨励するための「自立奨励金」は役割を終えたものとし、今後ひかり手当及び健康管理費を受給した場合には「健康管理手当1級・2級」を支給する。併せて、現在の自立奨励に相当する部分については見直しを図る。健康管理費対象者に対しても、生活保護を受給した場合には「健康管理手当3級」を支給する。なお、「健康管理手当」については被害者の健康被害の回復に資することを目的として維持向上を図り、ひいては被害者の健康被害の回復に資することを目的としている。</p>

新旧対照表

		(新)				(旧)			
2. 「健康管理手当」の支給基準 (1) 支給要件・支給内容など									
支給対象	支給要件	支給の趣旨	支給内容	支給対象	支給要件	支給の趣旨	支給内容		
健康管理手当1級	① 障害が重度のため、通常の就業が極めて困難な者 ② 障害基礎年金を受給する者 ③ 多くの健康課題を有し、健康維持に伴う特別な経費を要する者	入院雑費のほか、重度の障害のため身体的な負担を軽減するため出費に充てる。	① 支給額 30,000円～45,000円 ② 上記の範囲で、理事長が認めた額	生活保護を受けた生活手当の対象者	① 障害が重度のため、通常の就業が極めて困難な者 ② 障害基礎年金を受給する者 ③ 多くの健康課題を有し、健康維持に伴う特別な経費を要する者	入院雑費のほか、重度の障害のため身体的な負担を軽減するため出費に充てる。	① 支給額 30,000円～45,000円 ② 上記の範囲で、理事長が認めた額		
健康管理手当2級	① 障害のため、就業の定着や家庭生活の維持に困難がある者 ② 一定の健康課題を有し、健康維持に伴う特別な経費を要する者	入院雑費のほか、障害のため身体的な負担を軽減するため出費に充てる。	① 支給額 20,000円～30,000円 ② 上記の範囲で、理事長が認めた額	生活保護を受けた調整手当の対象者	① 障害のため、就業の定着や家庭生活の維持に困難がある者 ② 一定の健康課題を有し、健康維持に伴う特別な経費を要する者	入院雑費のほか、障害のため身体的な負担を軽減するため出費に充てる。	① 支給額 20,000円～30,000円 ② 上記の範囲で、理事長が認めた額		
健康管理手当3級	① 慢性的疾患または長期にわたる慢性疾患に何らかの制限を受けた者 ② 主治医から計画的・継続的に日常生活の健康管理の指導・訓練を要する者	慢性的疾患等のため、日常生活に十分な注意を要するため、必要となる出費に充てる。	① 支給額 ア. 20,000円 イ. 10,000円 (健康管理費1級相当の対象者)	生活保護を受けた健康管理費相当の対象者	① 慢性的疾患または長期にわたる慢性疾患に何らかの制限を受けた者 ② 主治医から計画的・継続的に日常生活の健康管理の指導・訓練を要する者	慢性的疾患等のため、日常生活に十分な注意を要するため、必要となる出費に充てる。	① 支給額 ア. 20,000円 イ. 10,000円 (健康管理費特1級及び健康管理費1級相当の対象者)		
		(2) 支給期間 (略)	(2) 支給期間 (略)			(2) 支給期間 (略)	(2) 支給期間 (略)		
		(3) 支給額の改定 (略)	(3) 支給額の改定 (略)			(3) 支給額の改定 (略)	(3) 支給額の改定 (略)		

新旧対照表

(新)	(旧)
(略) 別添2	(略) 別添2

食安企発0828第2号  
平成26年8月28日  
(平成27年11月27日改正 生食企発1127第1号)

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局  
食品全部企画情報課長  
(公印省略)

ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と  
同手当の生活保護制度における取扱いについて

公益財団法人ひかり協会が行う救済事業の実施に当たり、常日頃より、各種の行政協力をいただいておりますことを、心より感謝申し上げます。

さて、ひかり協会においては、今般、平成26年7月27日に開催した第178回理事会において、従来、同協会が、生活保護受給者に必要に応じて支給してきた「自立奨励金」について、受給者の高齢化に伴い給付の性格を自立奨励から健康管理に見直すとともに額の適正化を行ったうえで「健康管理手当」に見直すことを決定いたしました。

これに伴い、同協会において「健康管理手当」支給実施要綱(別添1)が策定されましたので、各種行政協力等を行うに際しての参考としていただきますよう、お願い申し上げます。

また、今般、制度の見直しにより創設された「健康管理手当」については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される健康管理手当等と同様に、保健上の特別な出費に充てられる給付金であると認められるため、収入として認定しない取扱いとなる旨を、同協会に対して別添2のとおり通知していますので、あわせて情報提供いたします。

これらの情報については、都道府県及び管下市区町村の生活保護担当部局などの関係部局に対しても周知していただき、生活保護に関する事務を含めた必要な事務が適切かつ円滑に進められるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、本件については、当省社会・援護局保護課と協議済みであることを申し添えます。

## ひかり手当及び健康管理費対象者が属する世帯が生活保護を受給した場合の 「健康管理手当」支給実施要綱

### 1. 「健康管理手当」支給の目的

「ひかり手当支給基準」では、公的制度の活用を優先する立場から「被害者の属する世帯の収入額と該当するひかり手当（生活手当・調整手当）の額との合算額が生活保護基準を下回るとき、ひかり手当は支給しない（生活保護制度の活用を図る）」としている。ただ、救済事業の趣旨から、健康面への課題に対応するとともに、本人の自立を奨励するため、生活保護受給者には必要に応じて別途「自立奨励金」を支給してきた。

また、健康管理費対象者（慢性的疾患またはこれに準じる慢性症状を有する者）については、生活保護を受給した場合も、生活保護費とは金銭的性格が重ならないため「健康管理費」として継続して支給してきた。

しかしながら、事件から約 60 年が過ぎ、高齢期を迎えるため、就労を最終的な目標とする自立の見込みは低くなる一方、ひかり手当及び健康管理費対象者には、健康課題に対する援助が重要になってきている。特に知的障害や精神障害のある被害者の糖尿病など生活習慣病対策や、脳性まひなど肢体障害のある被害者の二次障害対策は急を要する課題である。森永ひ素ミルク中毒事件の被害者は、事件の影響もあり、これらの健康問題によって ADL（日常生活動作）や QOL（生活の質）の低下が起こり、これまでの生活維持が困難になる場合も生じている。

これらの被害者の現状から、生活保護受給者の自立を奨励するための「自立奨励金」は役割を終えたものとし、今後ひかり手当及び健康管理費特 1 級対象者が、生活保護を受給した場合には「健康管理手当 1 級・2 級」を支給する。併せて、現在の自立奨励に相当する部分については見直しを図る。健康管理費 1・2 級対象者に対しても、生活保護を受給した場合には「健康管理手当 3 級」を支給する。なお、「健康管理手当」については、被害者の QOL（生活の質）の維持向上を図り、ひいては被害者の健康被害の回復に資することを目的としている。



## 2. 「健康管理手当」の支給基準

### (1) 支給要件・支給内容など

	支給対象	支給要件	支給の趣旨	支給内容
健康管理手当1級	生活保護を受給した生活手当相当の対象者	①障害が重度のため、通常の就業が極めて困難な者 ②障害基礎年金を受給する程度の障害のある者 ③多くの健康課題を有し、健康維持に伴う特別な経費を要する者	入通院雑費のほか、重度の障害のために必要となる身体的な負担を軽減するための出費に充てる。	①支給額 30,000円～45,000円  ②上記の範囲で、理事長が認めた額
健康管理手当2級	生活保護を受給した調整手当相当及び健康管理費特1級相当の対象者	①障害のため、就業の定着や家庭生活の維持などに困難が長期に持続している者 ②一定の健康課題を有し、健康維持に伴う特別な経費を要する者	入通院雑費のほか、障害のために必要となる負担を軽減するための出費に充てる。	①支給額 20,000円～30,000円  ②上記の範囲で、理事長が認めた額
健康管理手当3級	生活保護を受給した健康管理費1・2級相当の対象者	①慢性的疾患またはこれに準じる慢性症状を有するため、長期にわたって就業または家庭生活に何らかの制限を受けた者 ②主治医から計画的・継続的に日常の健康管理の指導・訓練を要する者	慢性的疾患等のため、日常十分に健康上の注意を行う必要があり、そのために必要な出費に充てる。	①支給額 ア. 20,000円 (健康管理費1級相当の対象者) イ. 10,000円 (健康管理費2級相当の対象者)

### (2) 支給期間

ひかり手当・健康管理費の支給期間と一致させる。また、支給期間中に生活保護を受給しなくなった場合は、ひかり手当・健康管理費の支給に切り替える。

### (3) 支給額の改定

原則として改定はしない。ただし健康状態が大きく変化した場合には、地区センター長判断で本部申請を行い、「健康管理手当」支給基準に基づき支給額の改定を行う。



食安企発0828第1号  
平成26年8月28日

公益財団法人ひかり協会  
理事長 遠藤 明 殿

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部企画情報課長

「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と  
同手当の生活保護制度における取扱いについて【回答】

平成26年8月28日ひかり本部第38号によりご依頼・ご照会のありました標記について、下記のとおり、ご回答いたします。

#### 記

##### 1 「健康管理手当」の生活保護制度上の取扱いについて

- (1) 生活保護制度においては、受給者の収入は原則として保護費と調整することとされていますが、被保護世帯に対する金銭給付の全てを収入として認定したのでは、法の目的である自立助長や社会通念上の観点から適当でない場合があるため、個別に当該金銭の性質や支給方法、使われ方等を総合的に判断して、特定の金銭については収入として認定しない取扱いをしています。
- (2) 今般、貴協会が支給することとしている「健康管理手当」については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される健康管理手当等と同様に、保健上の特別な出費に充てられる給付金であると認められるため、収入として認定しない取扱いとなります。
- (3) なお、本件については、社会・援護局保護課と協議済みであることを申し添えます。

##### 2 「健康管理手当」の趣旨・内容等に係る周知について

「健康管理手当」の趣旨・内容について、及び、その生活保護制度上の取扱いについて、別紙により、関係都道府県に対して周知いたしましたので、お知らせします。